



第 2 期
子ども・子育て
支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

黒 石 市

【令和2年3月】

【令和5年3月 変更】

はじめに

現在、我が国は、人口減少と少子高齢化が急速に進み、その影響は社会・経済の停滞を招くことが危惧されております。当市においても今後5年間の人口推計で、総人口は減少傾向にあり、65歳以上の人口比率は2.5%の増加、18歳以下の児童については1.3%の減少と少子高齢



化の進行を示す結果となりました。核家族や共働き世帯の増加は地域とのつながりの希薄化をもたらし、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が増え、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした動きに歯止めをかけ子どもを産み育てやすい社会の構築のため、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が始まり5年が経過いたしました。

これまでの5年間の当市の事業を検証するとともに、市内の子育て世帯を対象に行ったニーズ調査の結果を踏まえ、これからの5年間の指針となる「第2期黒石市子ども・子育て支援計画」を、ここに策定いたしました。解決すべき課題を後回しにせず、基本理念である「子育てを心豊かな地域社会全体で支え、子どもがすくすくと育つまちづくり」の実現に向け取り組んで参ります。

将来を担う子どもたちが心身ともに健康で成長できるよう、また、保護者が家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み育てられる環境整備と妊娠期からの切れ目のない支援体制構築を目指して参りますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご支援、ご協力を賜りました黒石市子ども・子育て会議委員の皆様、アンケートにご協力いただいた多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

黒石市長 高 樋 憲

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置付け.....	1
3	計画の期間.....	2
4	計画の策定体制.....	2
5	計画の推進.....	2
6	計画の評価.....	3

第 2 章 子どもと子育てを取り巻く現状

1	人口動態.....	5
(1)	人口推移.....	5
(2)	児童人口.....	6
(3)	世帯.....	7
(4)	就業状況.....	8
2	人口推計.....	9
(1)	人口推計.....	9
(2)	児童人口の推計.....	10

第 3 章 計画の基本方針

1	基本理念.....	11
2	基本目標.....	12
3	体系.....	13

第 4 章 子どもが笑顔で育つために

1	幼児期の学校教育・保育の確保.....	15
(1)	教育・保育提供区域の設定.....	15
(2)	教育・保育給付事業.....	15
(3)	施設等利用給付事業.....	18

2	地域子ども・子育て支援事業の推進.....	20
(1)	利用者支援事業.....	20
(2)	地域子育て支援拠点事業.....	20
(3)	妊婦健康診査事業.....	21
(4)	乳児家庭全戸訪問事業.....	22
(5)	養育支援訪問事業.....	23
(6)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	23
(7)	子育て短期支援事業.....	24
(8)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）.....	24
(9)	一時預かり事業.....	25
(10)	延長保育事業（時間外保育事業）.....	27
(11)	病児保育事業.....	27
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	28
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	29
3	子どもの居場所づくり.....	30
(1)	児童館管理運営事業.....	30
(2)	放課後児童健全育成事業（地域子ども・子育て支援事業）.....	31
(3)	障害児通所支援事業.....	33

第5章 子どもが健やかに育つために

1	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策.....	36
(1)	安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない支援.....	36
(2)	乳幼児の健康の確保と育児を支える支援.....	38
(3)	歯の健康づくりのための支援.....	39
(4)	子どもの健やかな成長を地域で見守るための支援.....	39
(5)	疾病の予防と小児医療体制の確保.....	40
2	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策.....	42

第6章 子どもを安心して育てるために

1	子育て家庭への支援.....	43
(1)	児童手当給付事業.....	43
(2)	子ども医療費給付事業（未熟児養育医療給付事業を含む。）.....	43

2	特別な支援を要する家庭等への対策.....	45
(1)	児童扶養手当給付事業.....	45
(2)	ひとり親家庭等医療費給付事業.....	45
(3)	高等職業訓練促進事業.....	45
(4)	障害児保育事業.....	46
(5)	障害児福祉手当給付事業.....	46
(6)	重度心身障害児医療費助成事業.....	47
3	要保護児童への対策.....	48
(1)	要保護児童対策事業.....	48
(2)	家庭相談事業.....	48
4	子どもの貧困対策の推進.....	49

— 資 料 —

黒石市子ども・子育て会議条例.....	51
黒石市子ども・子育て会議委員名簿.....	53
見込量歳出資料.....	54
第1期事業計画の評価等.....	62



第 1 章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

黒石市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、平成27年4月から令和2年3月までの5年間の第1期として「黒石市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。黒石市における子育て支援は、「ふれあいのある心豊かな地域社会で、子どもが思いやりとたくましさを身に付け、すくすくと育つまち」を目指し、子どもの健やかな成長を地域全体で取り組んできました。

第2期においても、第1期の基本姿勢を引き継ぎ、更に黒石市第6次総合計画に掲げる目標の「人口減少を緩やかにしつつ、子どもたちが希望をもって成長し、誰もが健やかで安心して暮らせる、あずましいまち」を目指して、全ての子どもたちが笑顔で成長し、全ての家庭において安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるための支援や取り組みを進めます。

また、本第2期計画は、施行期間が延長された次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進する母子保健計画の他、令和元年11月に策定された子どもの貧困に関する大綱を受け、子どもの貧困対策を盛り込み策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画で、黒石市第6次総合計画を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、全ての子育て家庭を対象として、黒石市が今後取り組むべき子育て支援策の方向性や目標を定めたものです。

また、黒石市次世代育成支援行動計画及び黒石市母子保健計画は本計画に包含し、子育て支援全般の計画とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定めるとおり、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 計画の策定体制

本計画は、地域特性に応じた計画とするため、福祉関係者、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成される黒石市子ども・子育て会議において委員の意見を聴取し、策定しました。

本計画策定のために、平成31年3月から4月にかけて、就学前児童及び小学生の保護者を対象にニーズ調査を行い、子育て世代の意見を参考にして課題を抽出しました。

5 計画の推進

計画を効果的に推進していくために、家庭や地域、企業、学校などの社会全体がそれぞれの役割を果たすとともに相互に交流し、協働を図りながら、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられるように一体となって取り組むことを目指します。

家庭においては、子どもにとって基本的な生活習慣、他人に対する思いやり、社会的な礼儀作法、善悪の判断能力などのしつけを行う重要な役割があります。特に親は、子育ての基本は家庭にあることを十分自覚し、家庭において助け合いながら家事や育児に参加し、親として求められる優しさと厳しさを持って子育てすることが必要だと考えます。

地域においては、市民一人ひとりが子どもや子育てへの関心を持ち、地域社会の中での積極的な子育て参加を望みます。

市においては、住民と行政との協働による施策の推進を図るため、町内会や地域

団体などとの連携の強化を図り、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりに努めます。

本計画の実現をめざし、地域や関係機関との連携を強化し、効果的な子育て支援に取り組みます。

6 計画の評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、黒石市子ども・子育て会議において、各事業の実施状況及び進捗状況を点検し、評価した上で今後の対策を講じていきます。

また、計画は、

1	P l a n	計画	従来の実績や将来の予測などを基にして業務計画を作成する。
2	D o	実施・実行	計画に沿って業務を行う。
3	C h e c k	点検・評価	業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
4	A c t i o n	処置・改善	実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

のPDCAサイクルを毎年度、継続的に実施していくことで、目標の達成を目指します。



第 2 章

子どもと子育てを取り巻く環境



第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

1 人口動態

(1) 人口推移

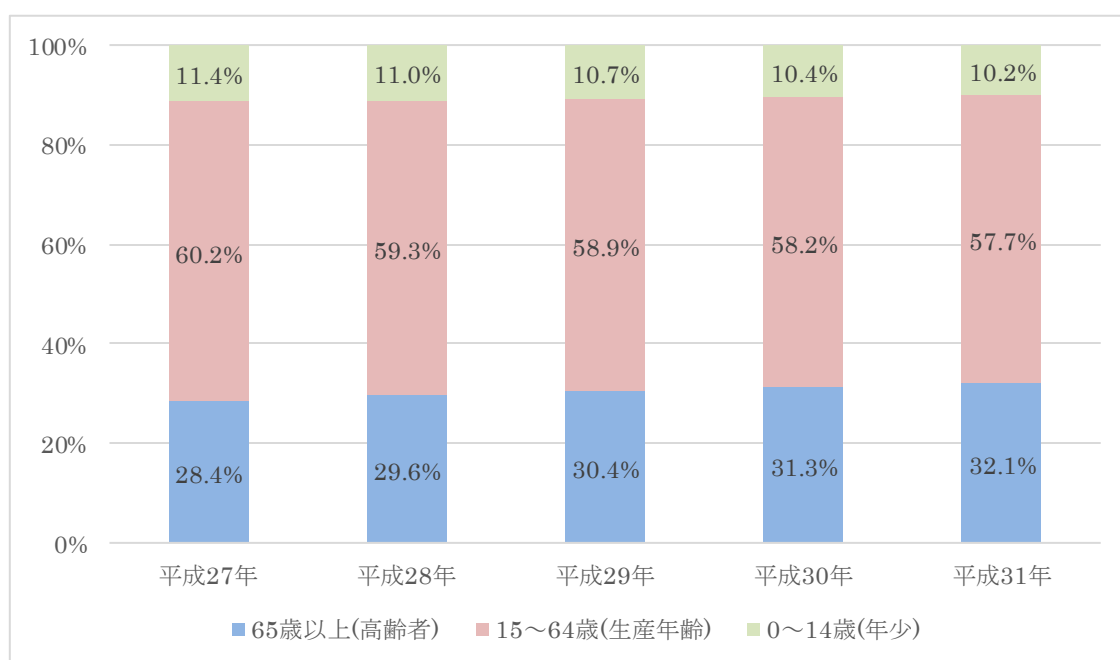
黒石市の人口は、減少傾向で推移し、平成31年3月31日現在では33,284人となっています。

年齢別人口構成では、65歳以上の人口比率が増加傾向にあります。

平成27年からの5年間で、15歳未満の人口比率は1.2%の減、65歳以上の人口比率3.7%の増で、年々少子高齢化が進んでいる状況です。

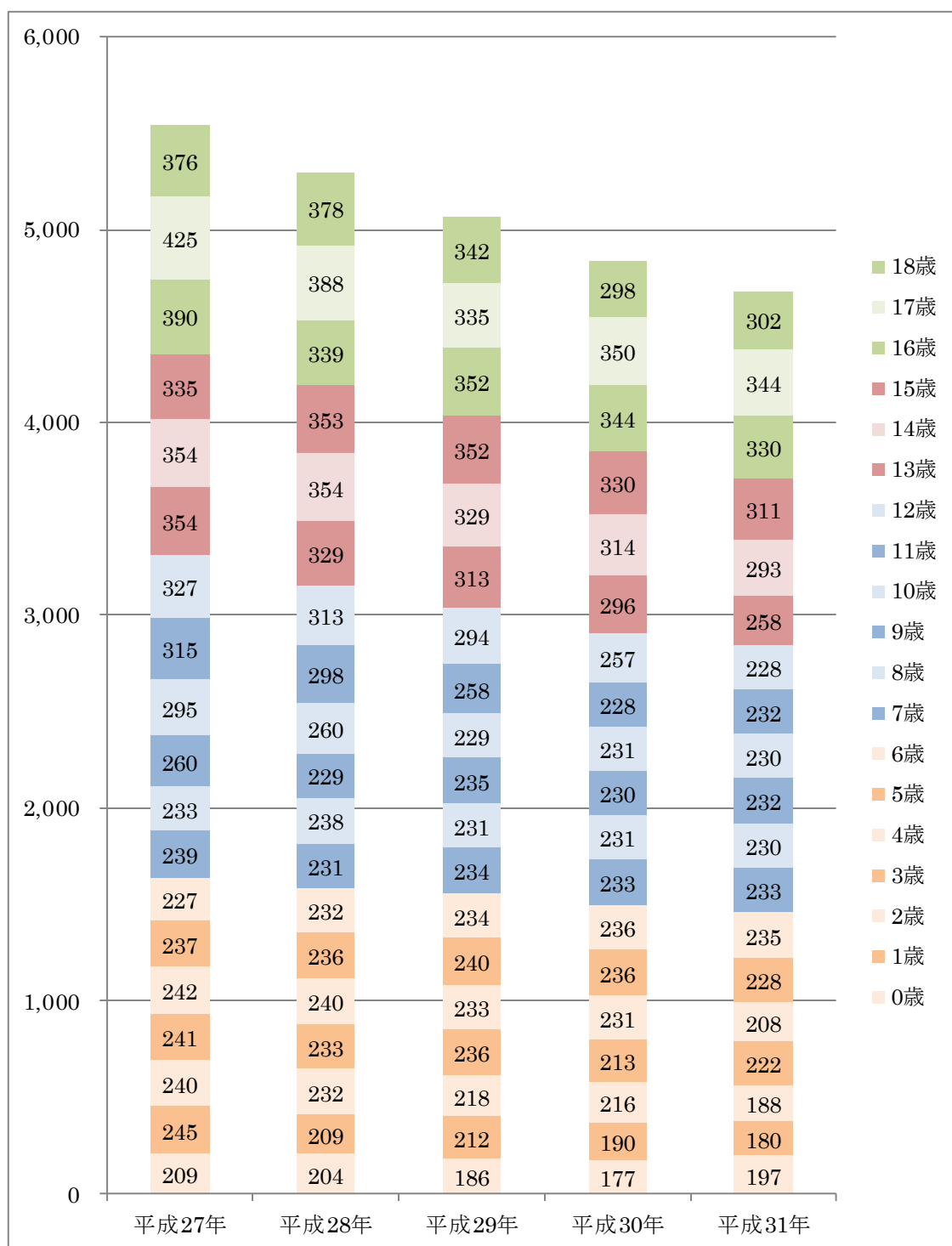
(単位 人)

年齢3区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
65歳以上(高齢者)	10,027	10,295	10,444	10,590	10,691
15～64歳(生産年齢)	21,240	20,633	20,215	19,680	19,199
0～14歳(年少)	4,018	3,838	3,682	3,519	3,394
計	35,285	34,766	34,341	33,789	33,284



(2) 児童人口

18歳までの児童人口をみると、全体の人口と同様に減少傾向で推移しています。平成27年3月31日現在で5,544人であった児童数が、平成31年3月31日現在では4,681人となり、863人の減少となっています。

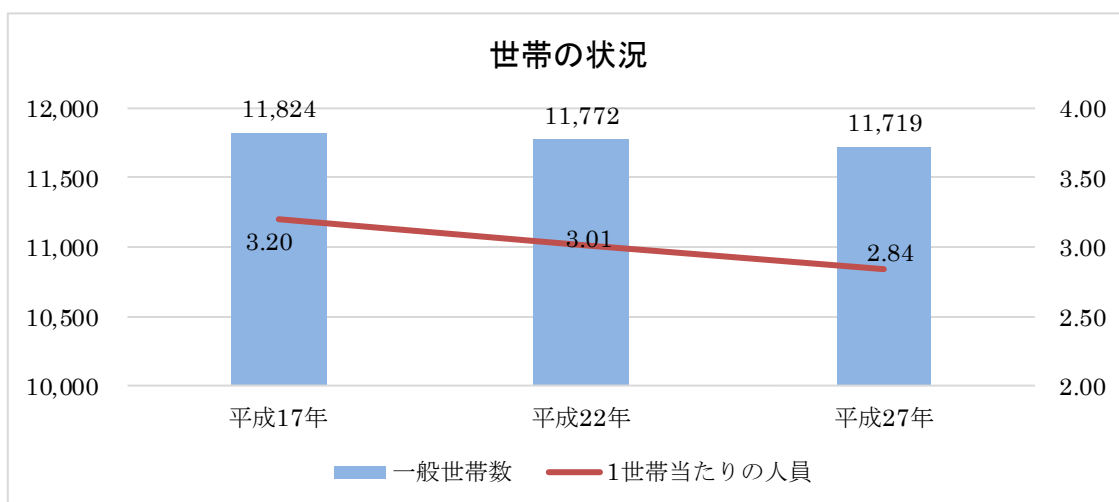


(3) 世帯

平成17年から平成27年の世帯数は、10年間で105世帯減少し、11,719世帯となっています。

また、1世帯当たりの人員も減少傾向で推移し、平成27年では2.84人となっています。

児童のいる世帯で見ると、6歳未満親族のいる世帯及び18歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向で推移しています。



<資料 国勢調査>

🍏 6歳未満親族のいる世帯 (単位 人)

	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	1,504	1,108	1,044
世帯人員	7,623	5,651	5,181
6歳未満の親族人員	1,948	1,393	1,362

<資料 国勢調査>

🍏 18歳未満親族のいる世帯 (単位 人)

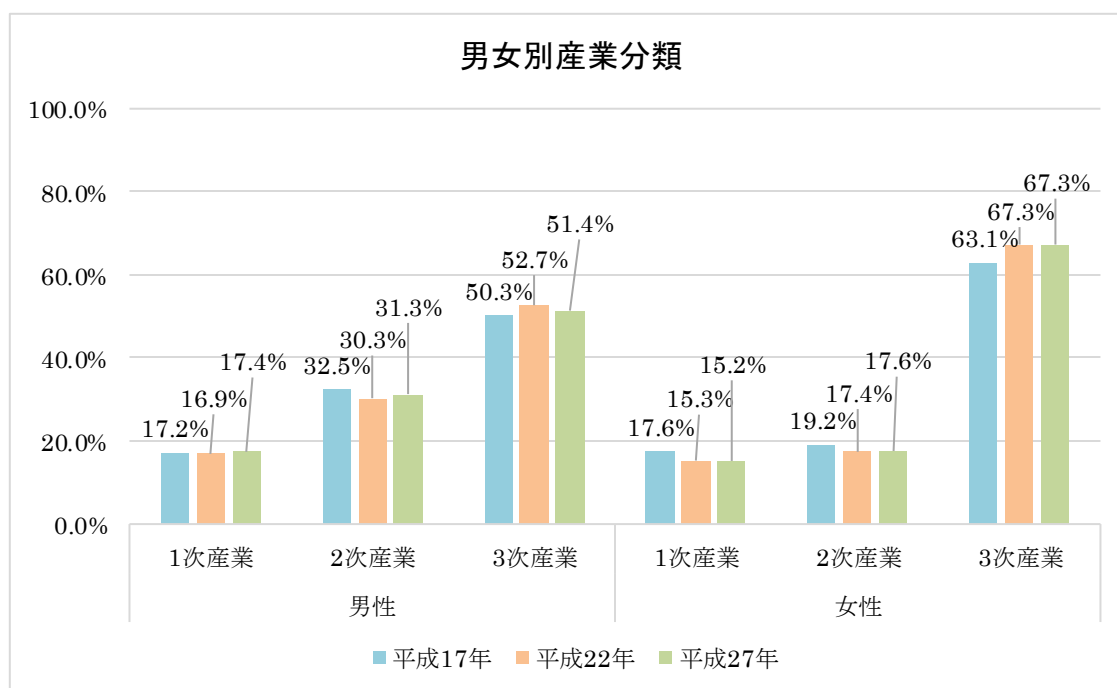
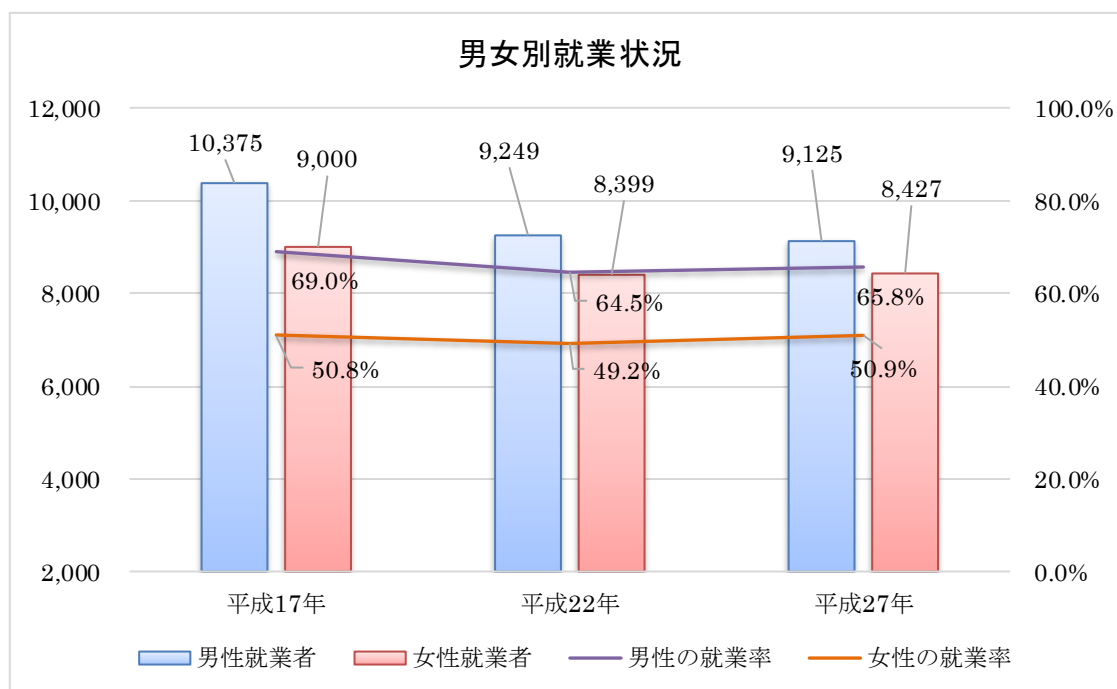
	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	3,998	3,388	2,917
世帯人員	19,180	16,020	13,524
6歳未満の親族人員	6,996	5,836	4,980

<資料 国勢調査>

(4) 就業状況

平成27年の男女別就業状況は、減少傾向で推移した平成22年から転じて男女とも増加を示し、男性65.8%、女性50.9%となっています。

男女別産業分類は、男女ともに3次産業の従事者が多く、特に平成27年の女性は、平成22年に引き続き全体の7割弱となっています。



2 人口推計

(1) 人口推計

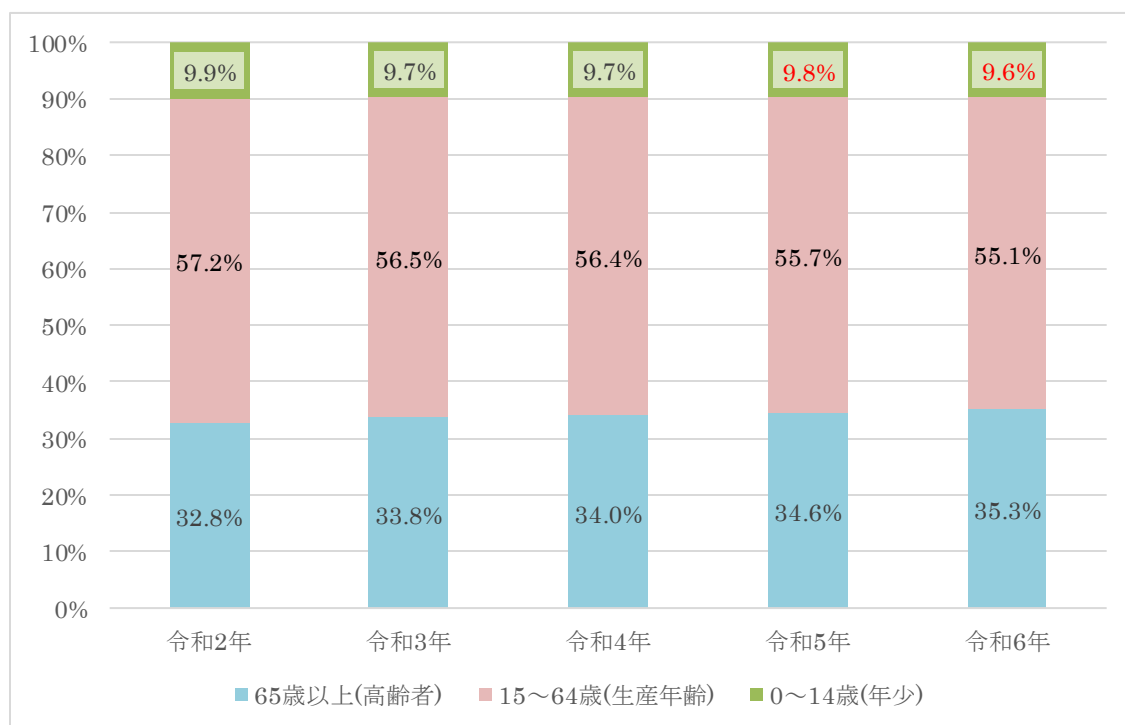
平成27年から令和元年の住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法により推計すると、減少傾向で推移し、令和6年の総人口は30,416人と予測されます。

年齢別人口構成では、64歳以下の年少人口及び生産年齢人口の比率が減少傾向であるのに対し、65歳以上の高齢者人口の比率が増加傾向にあります。

人口比率を令和2年からの5年間で見ると、15歳未満が0.5%の減、15歳から64歳以下が2.0%の減、65歳以上が2.5%の増で、少子高齢化は今後ますます進んでいくものと予測されます。

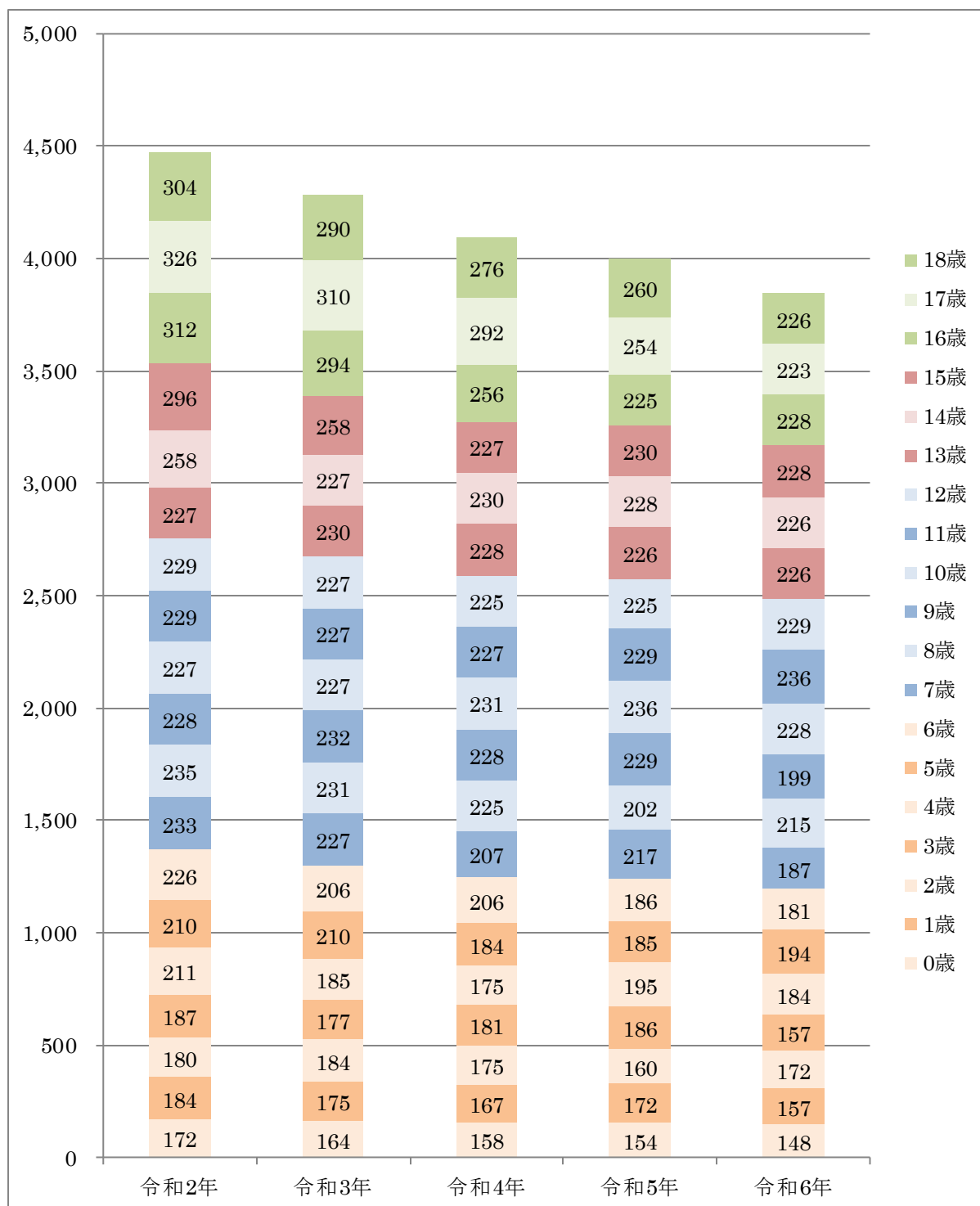
(単位 人)

年齢3区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
65歳以上(高齢者)	10,725	10,878	10,719	10,733	10,749
15～64歳(生産年齢)	18,693	18,211	17,785	17,301	16,802
0～14歳(年少)	3,236	3,129	3,047	3,030	2,939
計	32,654	32,218	31,551	30,992	30,416



(2) 児童人口の推計

18歳までの児童人口をみると、全体の人口と同様に減少傾向で推移しています。令和2年に4,474人であった児童数が令和6年には3,844人となり、630人の減少となっています。





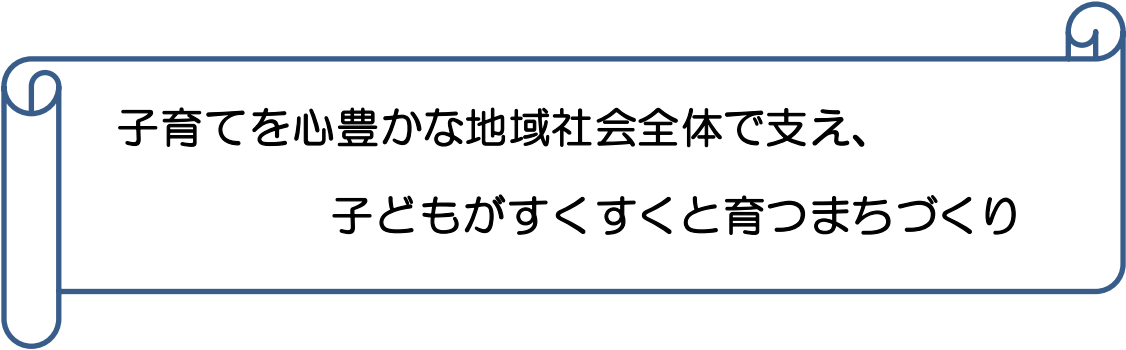
第 3 章

計 画 の 基 本 方 針



第3章 計画の基本方針

1 基本理念



子育てを心豊かな地域社会全体で支え、
子どもがすくすくと育つまちづくり

子どもの健やかな成長は、親の願いであると同時に社会全体の願いです。

急速な少子化が進行する社会の中で、祖父母や近隣の住民等から子育てに関する助言や支援を受けることが困難になるなど、家庭を取り巻く環境は核家族化が進み、地域を取り巻く環境はつながりが希薄化の一途をたどっています。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるために、家庭はもとより地域、学校、企業、行政などの社会全体で子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備し、子育て支援体制の充実を図っていく必要があります。

そこで、本計画では、第1期黒石市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、次代を担う子どもの最善の利益が確保されるよう努めます。

2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、これまでの子育て支援施策の充実と推進を図ります。

基本目標1 子どもが笑顔で育つ

子どもの笑顔は、調和のとれた人格形成の表れであると考えます。

乳幼児期における愛着の形成、人に対する基本的信頼感の獲得、基本的な生活習慣の形成、十分な自己の発揮と自己肯定感の獲得、子ども同士の体験活動の充実により子どもの生きる力が生まれ、笑顔の絶えない子どもが育つと確信します。

本市は、多様な生活様式の中において必要とされる保育環境を整備するとともに、情操を豊かにし、児童の健全育成に資することを目標とします。

基本目標2 子どもが健やかに育つ

子どもの健やかな成長は、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携が必要です。

妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など地域における母子保健施策の充実を図ります。

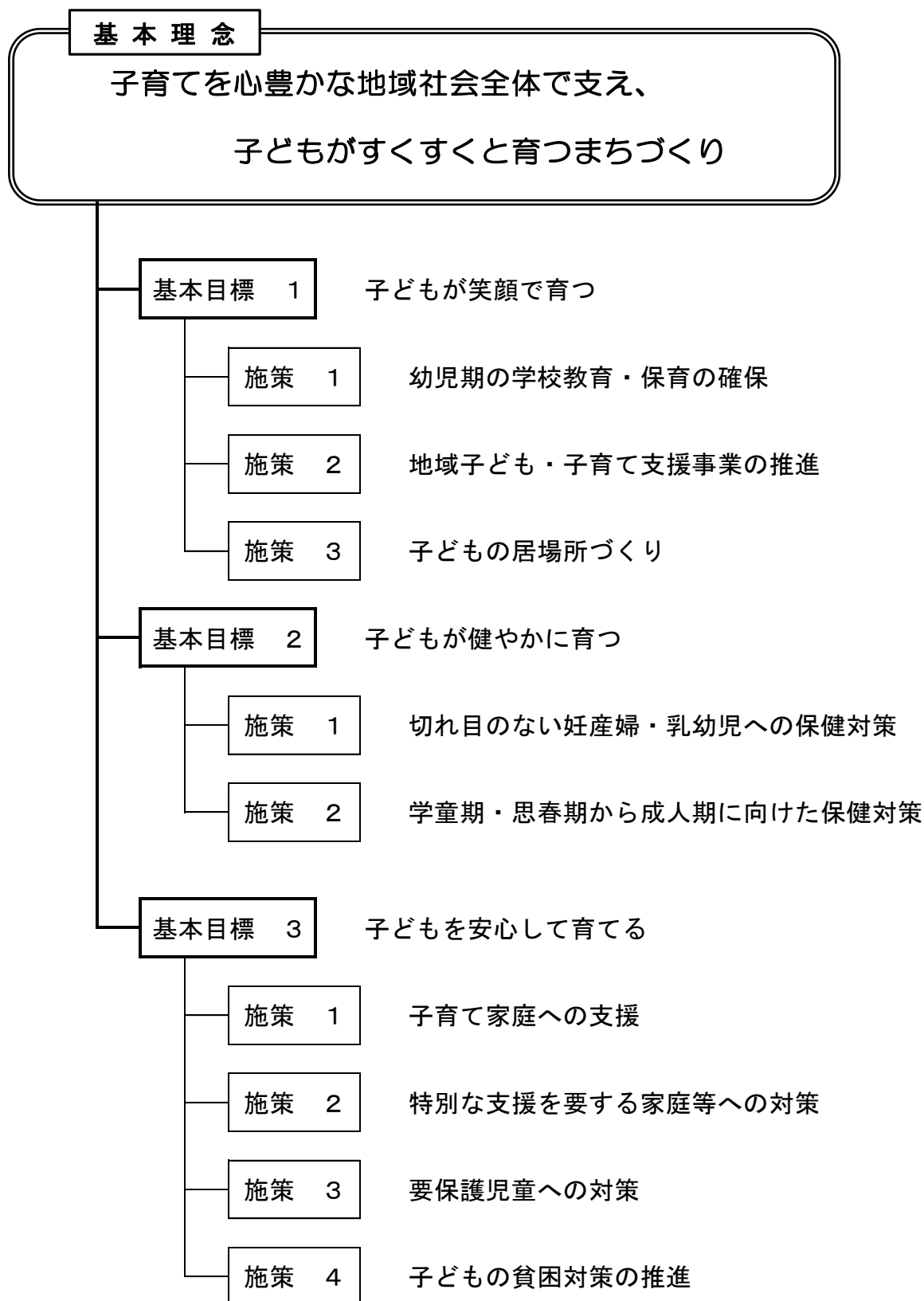
また、保健協力員や食生活改善推進員と協力して、地域に根差した住民活動を展開し、妊産婦と子どもの健康の確保と増進を図ります。

基本目標3 子どもを安心して育てる

家事や育児の負担が母親のストレスとなり、育児不安や育児放棄など切実な影響を及ぼし、ニーズ調査においても希望する子どもの人数が生み育てられていないということが分かりました。

男女が、全ての場面においてバランスが保たれた生活が実現でき、子育てが一人に大きな負担とならないよう、地域全体の意識啓発と様々な状況に応じた家庭等への支援と、保健・医療・福祉や教育分野との連携を図ります。

3 体系





第 4 章

子どもが笑顔で育つために



第4章 子どもが笑顔で育つために

1 幼児期の学校教育・保育の確保

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」「その実施時期」を定める単位となる市内の区割りのことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。

本市は、コミュニティエリアが10地区に分かれています。教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の各事業の利用状況が地区を超えての利用となっていることから、市全体を1つの区域として設定し、必要な提供体制を確保していきます。

(2) 教育・保育給付事業

① 事業概要と現状

少子化が進む中、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が平成27年度からスタートし、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付が創設されました。

子どもの成長に必要な規模の集団を保ち、良質かつ適切な教育及び保育が提供できるよう体制を確保し、子どもが笑顔を絶やさず生きる力を培う居場所を提供します。

本市の教育・保育施設は、全て新制度に加入しており、認定こども園の他、幼稚園・保育所合わせて17の施設があります。

地域型保育給付事業は、市が定める基準に適した施設で、原則として3号認定児が対象となり、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、

事業所内保育事業がありますが、本市においては実施していません。

🍏 施設一覧

種 別	施 設 名	設 置 場 所	地 区
認定こども園 (幼保連携型)	つくし第一こども園	小屋敷字宮岸	北
	つくし第二こども園	作場町	中部
	中郷こども園	未広	中部
	美郷こども園	追子野木二丁目	追子野木
	認定こども園美しの森	錦町	東
	六郷保育園	三島字宮元	六郷
	上十川保育園	上十川字大野一番	上十川
	山形こども園	花巻字長坂南	山形
	あけぼのこども園	あけぼの町	上十川
	黒石保善園	西ヶ丘	西部
(幼稚園型)	認定こども園東雲幼稚園	上山形字中野馬場	山形
(保育所型)	認定こども園たけみ	角田	東
幼稚園	聖テレジア幼稚園	大町二丁目	西部
保 育 所	アリス保育園	内町	西部
	千徳保育園	浅瀬石字村上	浅瀬石
	黒石若葉保育園	乙徳兵衛町	西部
	幸成保育園	北美町三丁目	中部

〈資料 福祉総務課(R5.4.1現在)〉

認定こども園…教育及び保育を一体化で行う施設で、3歳から5歳の児童は、教育・保育を一
緒に受けることができます。

幼稚園…満3歳から小学校就学までの児童に対して教育を行う施設です。

保育所…父母等が就労や病気等のため日々家庭において児童の保育ができない場合、保護者
に代わって児童を保育する施設です。

🍏 教育・保育給付児童数

(単位 人)

認定	児 童	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号	3歳児	7	16	12	29	29
	4歳児	9	14	17	35	39
	5歳児	18	21	15	42	47
2号	3歳児	209	201	203	173	182
	4歳児	215	207	201	194	163
	5歳児	197	202	209	194	179

認定	児 童	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3号	0歳児	93	79	72	61	60
	1歳児	190	176	174	165	157
	2歳児	211	204	185	199	173
	計	1,149	1,120	1,088	1,092	1,029

〈資料 福祉総務課(4.1基準日)〉

1号認定児…教育を希望する満3歳以上の小学校就学前の子ども（対象施設 認定こども園・幼稚園）

2号認定児…保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前の子ども（対象施設 認定こども園・保育所）

3号認定児…保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前の子ども（対象施設 認定こども園・保育所）

② ニーズ調査から見えた課題

保育ニーズが増加傾向にあるため、保育需要を適切に把握し、待機児童が発生しないよう提供体制の確保が求められています。

また、量的拡充だけでなく、保育士等の人材確保についても検討が求められています。

③ 今後の取り組み

本市では、幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ幼保連携型の認定こども園への移行を進め、保育だけに留まらず、広く教育を提供できる場を増やしていきます。既存施設からの移行は、事業者の意向を十分踏まえながら進めます。

また、幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、小学校との交流や小学校教職員との合同研修の実施支援など幼・保・小の連携の推進を図ります。

0歳から2歳の児童の保育提供率は対象人口の95%、3歳から5歳の児童の教育・保育提供率は対象人口の100%を見込み、待機児童が出ない環境を整備します。

保育士等の人材確保は、幅広く連携を図り、情報収集を行います。

🍏 教育・保育給付事業の量の見込みと確保方策

(単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	1,082	1,035	984	1,010	968	
1号認定(3-5歳)	113	106	101	97	95	
2号認定(3-5歳)	482	453	428	475	449	
3号認定	(0歳)	161	154	148	144	139
	(1・2歳)	326	322	307	294	285
②確保方策	1,128	1,080	1,025	1,118	1,072	
1号認定(3-5歳)	119	111	105	101	99	
2号認定(3-5歳)	489	461	435	540	520	
3号認定	(0歳)	163	156	150	146	141
	(1・2歳)	357	352	335	321	312
過不足(②-①)	46	45	41	98	104	

【この表の見方】(以下「…事業の量の見込みと確保方策」において同じ。)

量の見込み…ニーズ調査から得たニーズ量(後編「資料」参照)とこれまでの実績を考慮し、市民が必要とする量を見込んだものです。

確保方策…それぞれの年度に市が確保を目指す量です。

過不足…確保方策から量の見込みを引いたものです。確保方策の量が量の見込みを上回ったものは十分な受け入れ態勢ができています。

(3) 施設等利用給付事業

① 事業概要と現状

平成元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化に伴い、次に掲げる認定区分に応じ施設の利用料が無料となりました。

認定区分	対 象 者	無償化となる施設・事業
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園を利用し、教育部分のみの無償化を申請するもの	新制度未移行幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	クラス年齢3歳以上小学校就学前子どもであって、保育の必要性があり、右欄の利用の無償化の申請をするもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
新3号認定	クラス年齢2歳以下の子どもであって、保育の必要性があり、かつ、市民税非課税世帯に属しているもので、右欄の利用の無償化の申請をするもの	

子育てのための施設等利用給付の請求は、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、確認を受けた各施設において取りまとめを依頼し、償還払いで給付しています。

給付の実施は、保護者の利便性を考慮し、毎月としています。

② 今後の取り組み

現在の手続状況を維持しつつ、手続が煩雑であるとの保護者の声を受け、請求手続の簡素化が図れるかを検討します。

特定子ども・子育て施設等の確認については、県との連携や情報共有を図り、円滑に実施できるよう努めます。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

① 事業概要と現状

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本市では、黒石市子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。

② 今後の取り組み

子育て支援の充実を図るため、対象児童の拡大を図ります。

🍏 利用者支援事業の量の見込みと確保方策 (単位 か所)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	—	—	—	—	—

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要と現状

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、4つの教育・保育施設に委託をしています。また、この4施設では、お互いに連携・協力して、週2回、子育てひろば「ま～な」をスポカルイン黒

石で実施しています。

② ニーズ調査から見えた課題

ニーズ調査から出たニーズ量が実績を大きく上回っており、利用したくてもなかなか利用しづらい環境にあることが分かりました。子育てをする上で気軽に相談できる人は身近な人が多く、公的機関は少ない傾向にあります。日常的に孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で5.1%でしたが、就労家庭においても子育ての相談場所や交流場所の設置を望む声は多く、身近な人以外に相談できる環境づくりが求められています。

③ 今後の取り組み

ニーズ調査からみた課題解決には、施設の休日開設が必要と考えますが、まずは、「ま～な」はもとより、他の地域子育て支援拠点施設の周知に努め、現在開設している施設機能の稼働を充実させていきます。

🍏 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策 (単位 人回)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,967	2,895	2,768	2,668	2,579
②確保方策	3,320	3,320	3,320	3,320	3,320
過不足 (②-①)	353	425	552	652	741
実施か所数 (か所)	5	5	5	5	5

※ 人回=回数を基準とした年間延べ人数

(3) 妊婦健康診査事業

① 事業概要と現状

母子保健法に基づき、妊婦の健康診査の普及徹底を図り、疾病又は異常の早期発見と早期措置を図るとともに、安全な妊娠・出産を支援し、健全な出産の環境づくりに努めることを目的に妊婦に対する健康診査を実施しています。

母子健康手帳とともに交付される県が指定した妊婦委託健康診査受診票を委託医療機関に提出し、1人につき14回（多胎妊娠の場合は、更に7回追加）、公

費で健康診査を受けることができます。

② 今後の取り組み

安全・安心な妊娠・出産のため、必要な検診回数の確保及び公費負担の実施、里帰り出産などへの受診の配慮を継続します。

🍏 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策 (単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	170	165	159	152	148
②確保方策	170	165	159	152	148
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要と現状

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行っています。

② 今後の取り組み

母子健康手帳の交付や出生届時などの機会を活用し、積極的な事業の周知を図り、事業を継続します。

🍏 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策 (単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	158	154	148	142	138
②確保方策	158	154	148	142	138
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

① 事業概要と現状

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

本市では、助産師による専門的相談や家事援助を行っています。

② 今後の取り組み

要保護児童対策協議会の調整機関と十分に連携を図り、適正な支援内容で継続します。

🍏 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策 (単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 事業概要と現状

要保護児童対策協議会の連携強化を図り、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と関係機関間の連携強化を図っています。

地域住民への周知を図る取り組みとして、黒石りんごまつりにおいてグッズの配布やオレンジリボンの共同制作など児童虐待防止の普及活動を行っています。

② 今後の取り組み

調整機関職員の専門性強化を図るとともに、ネットワーク構成員との連携強化を図り、実務者会議の開催を増やしていきます。

地域住民への周知は、引き続き継続して実施します。

(7) 子育て短期支援事業

① 事業概要と現状

保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

現在、本市では実施していません。

② 今後の取り組み

ニーズはありませんでしたが、緊急時に備え、入所場所の確保に取り組みます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

① 事業概要と現状

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本市では実施していませんが、黒石市・平川市・藤崎町の社会福祉協議会が合同で規模を小さくして実施しています。

② 今後の取り組み

援助を希望する者と援助を行うことを希望する者のバランスをとるため、援助を行うことを希望する者を増やす取り組みを検討し、当該事業の本格的な実

施をめざします。

(9) 一時預かり事業

① 事業概要と現状

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行っています。

🍏 施設一覧

種別	施設名	地区	幼稚園型	一般型	余裕活用型
認定こども園 (幼保連携型)	つくし第一こども園	北			
	つくし第二こども園	中部			
	中郷こども園	中部	○	○	
	美郷こども園	追子野木	○	○	
	認定こども園美しの森	東			
	六郷保育園	六郷	○		
	上十川保育園	上十川	○		○
	山形こども園	山形			
	あけぼのこども園	上十川		○	
	黒石保善園	西部			
(幼稚園型)	認定こども園東雲幼稚園	山形	○	○	
(保育所型)	認定こども園たけみ	東			
幼稚園	聖テレジア幼稚園	西部	○		
保育所	アリス保育園	西部		○	
	千徳保育園	浅瀬石			
	黒石若葉保育園	西部			
	幸成保育園	中部		○	

<資料 福祉総務課(R5.4.1現在)>

【一時預かり事業の種類】

幼稚園型…主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受けることができます。幼稚園で実施している預かり保育を含みます。

一般型…主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児が開設している施設において一時的に保護を受けることができます。

余裕活用型…主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児が、開設している施設において当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合に利用定員数を限度に一時的に保護を受けることができます。

② ニーズ調査から見た課題

ニーズ量が実績値を大きく上回りました。利用までつながらない保護者が多いと考えられます。

③ 今後の取り組み

日常生活の突発的な事情や社会参加、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、まずは、既存開設施設の周知徹底をした上でどの施設でも受け入れ可能となることを目指します。

幼稚園型一時預かり（預かり保育を含む。）については、保育を必要としながら1号認定として教育を受けている子どもが幼児教育・保育無償化の制度を受けられるように、それ以外の一時的預かりについては市内の全教育・保育施設で受けられるよう、一時預かり事業開設施設の拡充に努めます。

🍎 幼稚園在園児を対象とした一時預かりの量の見込みと確保方策

（単位 人日52週）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,856	7,391	6,977	10,185	9,975
②確保方策	10,353	9,657	9,135	10,185	9,975
過不足（②－①）	2,497	2,266	2,158	0	0

※ 人日52週＝日にちを基準とし年間を52週とした延べ人数

🍏 上表以外の一時預かりの量の見込みと確保方策 (単位 人日52週)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	503	482	458	443	430
②確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
過不足 (②-①)	497	518	542	557	570

※ 人日52週=日にちを基準とし年間を52週とした延べ人数

(10) 延長保育事業 (時間外保育事業)

① 事業概要と現状

保育認定を受け、保育施設に通っている子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において保育を実施しています。

本市では、市内の全教育・保育施設が実施しています。

② 今後の取り組み

様々な雇用形態に対応できるよう、全施設での実施を継続します。

🍏 延長保育事業の量の見込みと確保方策 (単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	579	554	526	509	495
②確保方策	775	743	706	682	663
過不足 (②-①)	196	189	180	173	168

(11) 病児保育事業

① 事業概要と現状

本市では、病後児保育を実施しています。

保育を必要とする乳幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病

院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育しています。

現在、中郷こども園と幸成児童館に専用スペースが確保され運営されています。

② ニーズ調査から見えた課題

ニーズ量が実績値を大きく上回りました。利用までつながらない保護者が多く、周知不足と利用申し込みの煩雑さが影響しているのではないかと考えます。

③ 今後の取り組み

病後児保育の利用の受け入れ体制の見直しを行い、市民が利用しやすい体制づくりを検討した上で開設施設の周知に努めます。

🍏 病児(病後児)保育事業の量の見込みと確保方策 (単位 人日)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	415	397	377	366	354
②確保方策	870	870	870	870	870
過不足(②-①)	455	473	493	504	516

※ 人日=日にちを基準とした年間の延べ人数

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業概要と現状

低所得で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子どもが、日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用その他これらに類する費用の一部を、また、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子ども(満3歳以上の者に限る。以下同じ。)の副食費の一部を補助する事業です

現在、本市では実施していません。

② 今後の取り組み

現在、ニーズはありませんが、子どもの貧困対策として現状把握に努め、必要性について検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業概要と現状

新制度において多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者へ支援を行う事業です。

また、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、子どもの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

現在、本市では障害児保育事業費補助金として対象施設に補助金を交付する事業を実施しています。

② 今後の取り組み

現在、認定こども園で補助を受けている施設はありません。人材確保不足と制度の周知不足が考えられますので、まずは施設への周知と障害児の把握に努め、施設との連携を図ります。

3 子どもの居場所づくり

(1) 児童館管理運営事業

① 事業概要と現状

児童館は、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにし、児童の健全育成に資することを目的とした、18歳までの児童が自由に利用できる施設で、本市は6館あります。

🍏 施設一覧

施設名	種別	設置場所	地区
西部児童館	市立	境松一丁目	西部
幸成児童館	私立	北美町三丁目	中部
東児童センター	市立	東町	東
千徳なかよし児童館	私立	浅瀬石字村上	浅瀬石

<資料 福祉総務課(R5. 4. 1現在)>

🍏 利用児童数

(単位 人日)

利用者	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼児	5,696	5,619	9,666	8,933
小学生	8,089	6,408	9,740	8,690
中学生以上	72	121	78	98
計	13,857	12,148	19,484	17,721

※ 人日＝日にちを基準とした年間の延べ人数

<資料 福祉総務課(H31. 4. 1現在)>

② ニーズ調査から見た課題

利用方法の柔軟な対応が求められています。また、冬の遊び場の要望もあり、児童館の対応と考えます。

③ 今後の取り組み

ニーズに対応した利用の方法を検討します。

(2) 放課後児童健全育成事業（地域子ども・子育て支援事業）

① 事業概要と現状

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図っています。

本市では、市内10地区に1か所ずつ拠点を設け、「りんごクラブ」と称しています。

平成29年度から子どもの安全を守るため、利用定員を守り、入所に審査を要しています。

🍏 施設一覧

施設名	種別	設置場所
西部地区りんごクラブ	市立	西部児童館内（境松一丁目）
上十川地区りんごクラブ	市立	上十川児童館内（上十川字留岡一番）
中部地区りんごクラブ	市立	幸成児童館内（北美町三丁目）
東地区りんごクラブ	市立	東地区児童センター内（東町）
北地区りんごクラブ	市立	中郷公民館内（小屋敷）
浅瀬石地区りんごクラブ	市立	千徳なかよし児童館内（浅瀬石字村上）
山形地区りんごクラブ	市立	山形公民館内（温湯字派）
牡丹平地区りんごクラブ	市立	牡丹平公民館内（牡丹平字諏訪野平）
第一追子野木地区りんごクラブ	市立	追子野木公民館内（追子野木三丁目）
第二追子野木地区りんごクラブ	市立	美郷こども園内（追子野木二丁目）
六郷地区りんごクラブ	市立	黒石市農村環境改善センター内（赤坂）

		字野崎)
--	--	------

〈資料 福祉総務課(R5. 4. 1現在)〉

🍏 登録児童数 (単位 人)

利用者	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 年 生	151	163	168	124	118
2 年 生	161	150	150	134	122
3 年 生	136	142	123	108	126
4 年 生	37	54	44	64	63
5 年 生	33	25	34	38	36
6 年 生	33	31	18	16	29
計	550	565	537	484	494

〈資料 福祉総務課(4.1基準日)〉

② ニーズ調査から見た課題

子どもを一時的に預かるだけでなく、学力の向上をはじめ子どもの成長につながる事業内容の充実などが求められています。

③ 今後の取り組み

放課後児童健全育成事業の整備は、ニーズ量に対応したクラブ数の整備がまずは大事と考えています。

本市で開設している放課後児童クラブ「りんごクラブ」については、小学校の統廃合に関わらず地区のコミュニティエリアを崩さず、1地区最低1クラブ40人を基準とし、既設の場所を活用しながら、クラブ数の拡充を進めます。

また、施設の老朽化が著しい場所もあることから、子どもたちが安全、快適に過ごせるよう順次改善するため検討します。

🍏 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策 (単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	608	589	571	540	509
1 年 生	149	135	135	118	112
2 年 生	146	143	130	130	114
3 年 生	151	148	144	132	132
4 年 生	79	81	79	77	70

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5 年 生	44	44	45	44	43
	6 年 生	39	38	38	39	38
②確保方策		514	559	599	599	599
	1 年 生	126	128	142	131	132
	2 年 生	123	136	136	144	134
	3 年 生	128	140	151	146	155
	4 年 生	67	77	83	85	82
	5 年 生	37	42	47	49	51
	6 年 生	33	36	40	43	45
過不足 (②-①)		△94	△30	28	59	90

(3) 障害児通所支援事業

① 事業概要と現状

心身に障害を持ち、自宅で生活する幼児及び児童を対象に、日常生活の基本動作の訓練や集団生活への適応訓練等を行い、社会的自立を支援しています。

🍏 施設一覧

施 設 名	種別	設 置 場 所
天使の森	市立	境松一丁目（西部地区）
花りんご	私立	中川字篠村（浅瀬石地区）
ココノバ	私立	緑ヶ丘（中部地区）
放課後デイステーション ^{シリウス} Sirius	私立	市ノ町（東地区）
こどもデイサービスセンター ^{スカイ} Sky	私立	追子野木三丁目（追子野木）

〈資料 福祉総務課(R5.4.1現在)〉

🍏 利用児童数

(単位 人日)

利用者	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼 児	79	146	198	274
小学生以上	527	448	451	589
計	606	594	649	863

※ 人日＝日にちを基準とした年間の延べ人数

〈資料 福祉総務課〉

② 今後の取り組み

障がいをもつ子どもが円滑に施設を利用し支援が受けられるよう、施設と連携して取り組みます。



第 5 章

子どもが健やかに育つために



第5章 子どもが健やかに育つために

少子化や核家族化等に伴い生活スタイルの多様化や情報化など子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つためには、切れ目のない保健サービスが提供されることが重要となります。

妊娠・出産から乳幼児期及び学童期から成人期に向けた健康が確保されるよう、国が示した国民運動計画である「健やか親子21（第2次）計画」で示された課題や指標を基本とし施策の推進を図ります。

また、前期計画の検証で明らかとなった、妊娠期から乳幼児期、学童・思春期までの次の健康課題に対して各指標の目標値を設定し、今後取り組んでいきます。

前期計画からの課題

<妊娠期の健康課題>

- ・妊娠や出産について不安を抱えている割合（妊娠届出時）が増加している。
- ・妊婦の喫煙率は低下しているものの、目標に達成していない。
- ・妊娠中の同居者の喫煙率が高率となっている。
- ・妊娠性糖尿病で産後の健康管理が必要な対象者がいる。

<乳幼児期～学童・思春期の健康課題>

- ・1歳6か月児における仕上げみがきの割合が減少している。
- ・3歳児精検受診率が減少している。
- ・3歳児健診において肥満傾向のある児の割合が依然と高い。
- ・予防接種の接種率（麻しん風しん・BCG）が策定時より低下している。
- ・子どものかかりつけ医を持つ親の割合（3歳児）が策定時より低下している。
- ・小児救急電話相談（＃8000）を知っている親の割合が策定時より低下している。
- ・朝食を欠食するこどもの割合が増加している。
- ・12歳児の一人平均う歯数が策定値からみて減少していない。

1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

(1) 安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない支援

支援が必要な家庭に対して母子保健に関する情報の利活用を含めた母子保健事業の連携体制や医療機関等関係機関との情報共有を図り切れ目のない支援を目指し、安心・安全な妊娠・出産・育児のための母子保健対策の充実を図ります。

<p>目標値の設定根拠</p> <p>イ 国が示した目標値と同じとしたもの又は国が示した増減率に合わせたもの</p> <p>ロ 市独自のもの</p>
--

具体的施策の概要	指 標	平成30年度 現 状 値	令和6年度 目 標 値	設定 根拠
婚姻時、リーフレット配布により妊娠の早期届出、先天性風しん症候群予防など妊娠期に向けた早期の健康管理に努めます。	妊娠11週以下での妊娠の届出率	89.6%	100.0%	ロ
	風しん抗体検査及び予防接種事業実施者数	抗体検査 35人 予防接種 52人	継続実施	ロ
妊婦健康診査の重要性の普及啓発、確実な受診の勧奨をします。また、基本的な妊婦健康診査に係る費用の助成により経済負担の軽減をします。	妊娠届をした者のうち妊婦健診未受診者	0人	0人	ロ
妊娠期における望ましい体重増加について食事・栄養のとり方を支援します。	栄養指導した者の割合	59.9%	継続実施	ロ
妊婦、夫及び同居者への禁煙・受動喫煙防止のための指導並びに妊婦の飲酒について指導を行います。	妊娠中の妊婦の喫煙率※	2.5%	0%	イ
	妊娠中の同居者の喫煙率	48.5%	38.5%	ロ
	育児期間中の母親の喫煙率	母親5.1%	母親4.0%	イ
	妊婦の飲酒率※	0%	0%	イ

具体的施策の概要	指 標	平成30年度 現 状 値	令和6年度 目 標 値	設定 根拠
両親学級において、 歯科健診の実施や口腔 ケアの方法など妊娠期 からの歯科保健につい て支援を行います。	両親学級参加者	延88人	増加	ロ
医療管理下でない妊 婦高血圧症候群や妊娠 性糖尿病などの産後の 健康管理を支援しま す。	妊娠性糖尿病の割 合	5.5%	減少	ロ
不妊で悩んでいる人 へ情報提供を行いま す。	広報紙による周知 を図る	市ホームページ等 での周知	継続実施	ロ
妊娠届出時、妊婦連 絡票等のアンケートか ら妊婦の身体的・精神 的・社会的状況につ いて把握し、特定妊婦 や妊娠・出産に対する 不安に対し継続的な支 援をします。	妊娠や出産につ いて不安を抱えるも のの割合	72.3%	継続支援	ロ
	養育支援訪問（専 門的相談支援）実 施者数	家事援助 2人(実) 専門的支援 7人(実)	継続実施	ロ
乳児のいる全家庭を 訪問し、育児不安を傾 聴・把握することによ り産後うつや虐待予防 を図ります。	産後うつ質問票 （EPDS）ハイ リスク者をフォ ローしている	ハイリスク者の割合 4.0%	継続実施	ロ
	乳児家庭全戸訪問 実施者率	98.5%	100.0%	ロ
子育て支援に関する 情報提供を行い子育て の孤立化を防ぎます。	赤ちゃんへの気持 ち質問票 ハイリ スク者をフォロー している	ハイリスク者の割合 8.5%	継続実施	ロ
養育支援が必要な家 庭に対し関係機関と連 携し継続的な支援をし ます。	乳幼児ゆさぶられ 症候群（SBS） を知っている親の 割合	97.4%	100.0%	イ
未熟児の早期発見と 継続的な支援をしま す。	産後1カ月児の母 乳育児の割合	完母 51.0% 混合 44.6% 人工 3.0%	増加	ロ
	低出生体重児の割 合	6.5% (H29)	減少	イ

*健康くろいし21計画にも含まれる指標です。

(2) 乳幼児の健康の確保と育児を支える支援

子育てにおいて、悩みを抱える者は少なくなく、育児不安を抱えることも多くなっています。親が感じる悩みは、発育や発達、栄養、親自身の心身の不調など多面的です。子育て中の親が子どもの健やかな成長を見守り育児ができるよう健診や相談場所の確保、親に寄り添った支援を目指します。

具体的施策の概要	指 標	平成30年度 現 状 値	令和6年度 目 標 値	設定 根拠
健診及び相談場所の開設により、乳幼児の発育・発達の観察を行うとともに、異常の早期発見と適切な対応、育児不安の傾聴、相談指導を行い、乳児の健やかな発育を図ります。	乳児健診受診率	97.5%	100.0%	口
	1.6歳児健診受診率	97.9%	100.0%	口
	3歳児健診受診率	99.1%	100.0%	口
	健診未受診者状況未把握数	0人	0人	口
受診結果に基づき適切な医療機関受診ができるよう支援します。未受診者台帳を作成し健診未受診者の状況把握をします。	3歳児精検受診率	耳鼻科 81.3% 小児科 75.0% 眼科 42.9%	100.0%	口
心理・言語等発達に心配のある乳幼児に対し適切な助言を行うほか、必要に応じ関係機関と連携し対応します。	幼児療育相談者数	19人	継続実施	口
	言語及び発達相談利用数	23人	継続実施	口
乳幼児健診において子どもの発達に合わせた栄養指導の充実を図り、望ましい食習慣の形成ができるよう支援します。 子どもの発育に不安のある保護者の相談に対応します。	3歳児健診において肥満傾向のある児の割合	5.7%	減少	口
	間食を1日3回以上与える者の割合	1.6歳児 26.8% 3歳児 30.6%	20.0%	口

(3) 歯の健康づくりのための支援

ひとりひとりに合った保健指導を継続し、特性に応じた対策を図ります。食事やおやつの内容やとり方、仕上げみがきの励行、定期的な歯科受診、フッ化物の塗布など、むし歯予防行動のための支援を目指します。

具体的施策の概要	指 標	平成30年度 現 状 値	令和6年度 目 標 値	設定 根拠
乳幼児健診及び相談の場において、発達に応じた知識の普及によりむし歯予防ができるよう支援します。また、歯科衛生士を配置し個人にあった保健指導を継続します。	1.6歳児むし歯のない者の割合	98.9%	100.0%	口
	3歳児むし歯のない者の割合*	70.8%	75.8%	口
	1.6歳児における仕上げみがきの割合	70.1%	75.0%	イ (国の5年後目標値)
予防対策としてフッ化物歯面塗布の普及をします。	3歳児で過去1年間の間にフッ素塗布を受けたことのある者の割合*	88.5%	95.0%	口
う歯0本だった児を表彰し、う歯0本を継続するよう奨励します。	表彰された子の数	21人	増加	口

*健康くろいし21計画にも含まれる指標です。

(4) 子どもの健やかな成長を地域で見守るための支援

子どもの頃からの肥満等は、将来の大人の肥満や生活習慣病に移行する可能性があるため、子どもの頃からの食習慣の形成が重要です。子育て家庭を取り巻く環境が変化している中、食生活改善推進委員会と連携し地域で子どもの成長を見守るための支援を目指します。

具体的施策の概要	指 標	平成30年度 現 状 値	令和6年度 目 標 値	設定 根拠
健康づくりに関心があり、食生活改善推進員としてボランティア活動を実践する熱意のある方を対象に養成講座を開催します。	食生活改善推進員 会員数	156人	増加	口
各種「健康づくり」イベントを開催し、試食などを通して食への関心を醸成します。	食生活改善推進員 による減塩味噌汁、ヘルシーメニュー等の試食数	延4,643人	継続実施	口

(5) 疾病の予防と小児医療体制の確保

疾病予防のため、予防接種の正しい知識の普及、接種しやすい環境づくりに努めます。子どもの健康の維持管理において、かかりつけ医の役割は重要であり、子どもの発達や発育について相談ができることで、保護者の安心にもつながります。また、津軽地域小児救急医療体制の維持に努めるとともに、夜間相談窓口の周知を図る等、安心して子育てができる環境づくりを図ります。

具体的施策の概要	指 標	平成30年度 現 状 値	令和6年度 目 標 値	設定 根拠
保護者への予防接種の正しい知識の普及を図り接種しやすい環境づくりに努め疾病の予防を推進します。	麻疹風疹接種率	I 期 93.7% II 期 97.5%	100.0%	口
	1歳までにBCG接種を終了している者の割合	98.0%	100.0%	口
子育て中の親と医療との連携を図るために、小児科及び歯科の主治医を持つよう指導します。	子どものかかりつけ医を持つ親の割合	1.6歳児 小児科 94.1% 3歳児 小児科 95.2% 歯科 23.1%	1.6歳児 小児科 100.0% 3歳児 小児科 100.0% 歯科 30.0%	小児科 口 歯 科 口
小児医療については、24時間365日の対応が求められることから、休日の受け入れ体制と一次医療体制の強化を図ります。	一次救急医療の利用者数	休日 193人 夜間 278人 (平成29年度)	継続実施	口

具体的施策の概要	指 標	平成30年度 現 状 値	令和6年度 目 標 値	設定 根拠
また、小児救急電話相談等相談場所の周知を図ります。	小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合	85.6%	90.0%	イ

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

子どもの頃からの健康的な発育や生活習慣の形成をしていくためには、学童期から生活習慣病予防に取り組み、思春期においては、必要な知識を身に付け情報を自ら得るとともに、健康について前向きに考えられるよう支援することが重要です。また、保健のみならず、学校・医療機関等関係機関と連携した支援を目指します。

具体的施策の概要	指 標	平成30年度 現 状 値	令和6年度 目 標 値	設定 根拠
食育事業を継続し、栄養バランスのよい食習慣を身に付けられるよう支援します。	食育推進事業の開催数及び参加者数	13回・361人	継続実施	口
	小学校1年生の軽度・中等度・高度肥満傾向児の割合※	男子 7.5% 女子 6.9% 8.0%	減少	口
	小学校5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合	9.1%	減少	口
	朝食を欠食するこどもの割合	4.6%	減少	口
学校・医療機関等関係機関と連携した対策を推進します。	12歳児の1人平均う歯数※	2.10歯	1.0歯未満	口
未成年者の飲酒を容認しない環境づくりを進めていきます。	未成年者の飲酒率※ (健康意識生活習慣に関する調査)	6.3% (平成24年度)	0% (令和5年度)	口
喫煙防止教育の実施、受動喫煙の影響を普及啓発し、喫煙しないための対策をします。	未成年者の喫煙率※ (健康意識生活習慣に関する調査)	6.3% (平成24年度)	0% (令和5年度)	口
	喫煙防止教育（防煙・禁煙教育）普及状況※	小学校 77.8% (7/9) 中学校 100.0% (2/2)	100.0%	口
子育て体験教室を通して生命の尊さ、育児意識の高揚を図ります。	出前講座参加数	0人	継続実施	口

※健康くろいし21計画にも含まれる指標です。



第 6 章

子どもを安心して育てるために



第6章 子どもを安心して育てるために

1 子育て家庭への支援

(1) 児童手当給付事業

① 事業概要と現状

父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、0歳から中学校修了前の児童までの分を、年3回4月分ずつ支給しています。

🍏 児童手当の額(1人当たりの月額)

3歳未満	3歳以上小学校修了前		中学生	特例給付 (所得が一定以上ある者)
	第1子・第2子	第3子以降		
15,000円	10,000円	15,000円	10,000円	5,000円

② 今後の取り組み

児童手当法に基づき、適正な給付を継続します。

(2) 子ども医療費給付事業（未熟児養育医療給付事業を含む。）

① 事業概要と現状

0歳から小学校修了前までの児童が医療保険で医療の給付を受けた場合（小学生は入院のみ）の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、子どもの保健及び出生育児環境の向上を図っています。

② ニーズ調査からみた課題

自由意見の中の医療費負担軽減の要望が、就学前児童の保護者で20.1%、小学生児童の保護者で27.7%あり、最も多くありました。

ニーズに対してどのように拡充していくか検討が必要と考えます。

③ 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、子どもの受療環境を県内標準レベルまで引き上げられるよう拡充を進めます。

2 特別な支援を要する家庭等への対策

(1) 児童扶養手当給付事業

① 事業概要と現状

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため18歳までの児童（障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父又は母に年6回2月分ずつ支給しています。

② 今後の取り組み

児童扶養手当法に基づき、適正な給付を継続します。

(2) ひとり親家庭等医療費給付事業

① 事業概要と現状

主にひとり親家庭の父又は母及び18歳到達年度末までの児童に対し入院及び通院の医療費自己負担分を助成し、児童及び保護者の保健の向上及び家庭の経済的負担の軽減を図っています。

② 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、適正な給付を継続します。

(3) 高等職業訓練促進事業

① 事業概要と現状

ひとり親家庭の保護者が看護師等国家資格取得のために養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給する事業です。

② 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、育児と修業の両立が円滑にできるよう支援を継続します。

(4) 障害児保育事業

① 事業概要と現状

集団で生活が可能な小学校修了前までの障害児童を、未就学児は認定こども園において、小学生は放課後児童クラブ（本市では「りんごクラブ」と称しています。）で健常児とともに受け入れることによって健全な社会性の成長発達を促進するため、施設で専任の支援員を加配した場合に、人件費を補助する事業です。

現在、放課後児童クラブ2施設で実施していますが、人材の確保が困難な状況です。

② 今後の取り組み

障害児童の把握と施設との連携を強化し、障害児童を受け入れやすい環境整備に努めます。

また、医療的ケア児についても対象となるよう補助の拡大を図ります。

(5) 障害児福祉手当給付事業

① 事業概要と現状

重度の障害のため日常生活において常時介護を必要とする児童に対して支給しています。

② 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、適正な給付を継続します。

(6) 重度心身障害児医療費助成事業

① 事業概要と現状

18歳未満の身体障害者（1級から3級まで）所持者、愛護手帳（A）所持者、精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者に対して、医療費の自己負担の一部を助成しています。

② 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、適正な給付を継続します。

3 要保護児童への対策

(1) 要保護児童対策事業

① 事業概要と現状

家庭、地域、学校など子どもを取り巻く様々な場での気づきや情報連絡による連携を図り、要保護児童対策協議会の調整機関としてネットワークの充実を図っています。

要保護児童対策協議会は、年1回の代表者会議、年3回の児童相談所との実務者会議の他個別ケース検討会議を開催し、児童虐待等の発生予防からきめ細かく総合的な支援に努めています。

また、児童虐待防止や相談機関の周知など、啓発活動に努めています。

② 今後の取り組み

様々なケースにきめ細かく、迅速に対応できるようネットワークの強化を図り、啓発活動では、オレンジリボン運動を継続して実施します。

(2) 家庭相談事業

① 事業概要と現状

児童虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮、その他の虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮や適切な支援を行っています。

常時2人の相談員を配置しています。

② 今後の取り組み

関係機関との連携を図り、様々なケースにきめ細かく、迅速に対応できるよう継続して実施します。

4 子どもの貧困対策の推進

子育て支援に関するニーズ調査では、子育てにおいて経済的負担を軽減してほしいという声が多く寄せられています。

朝食を食べられない状況にある子ども、塾や習い事の希望はあるが実現できていない子ども、どこかに経済的理由から子どもにしわ寄せがかかっている家庭は、現在の相談状況からみても少なくない状況で、年々増加傾向にあります。

子どもの貧困対策は、貧困の状況に陥った子どもに特別な目を向けるのではなく、これまで掲げてきた取り組みを多くの子どもに向けて行い、貧困に陥った子どもが円滑に各事業に関わっていけるよう、相談体制と地域全体の見守りの強化が必要です。

本市では、主任児童委員との連携を図り、子ども食堂の在り方や見守りのネットワーク体制の強化を検討していきます。

黒石市第2期子ども・子育て支援事業計画



発行 黒石市 令和2年3月
(令和5年3月 変更)

編集 黒石市 健康福祉部 福祉総務課
〒036-0396
青森県黒石市大字市ノ町11番地1
TEL 0172-52-2111(代表)

